

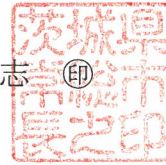
様式第6号(第12条関係)

一般廃棄物処理業許可証

第 1 0 号  
令和6年4月1日

株式会社 ダイゼン 殿

常総市長 神達 岳志



令和6年3月6日付けで申請のあった一般廃棄物処理業については、常総市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第14条第2項の規定により、次のとおり許可する。

営業所の所在地	茨城県常総市水海道宝町3385番地3 ダイゼンビル
営業所の名称	株式会社 ダイゼン
営業区域	常総市内(旧水海道市内)
業務の区分	収集・運搬
取扱廃棄物の種類	事業系一般廃棄物(粗大ごみを除く) 家庭系一般廃棄物(遺品整理等により一時多量に排出されるものに限る)
許可期間	令和6年4月1日 から 令和8年3月31日 まで
許可条件	廃棄物の処理及び清掃に関する法律、及び常総市廃棄物の処理及び清掃に関する条例を遵守すること。